

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和5年7月19日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (受) 第 2300020 号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (国) 第 2300013 号

## 第 1 結論

昭和 50 年 8 月から昭和 52 年 8 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 50 年 8 月から昭和 52 年 8 月まで

昭和 50 年に勤務先を辞めた後の約 2 年間はアルバイト等をしており年金には加入していなかったが、昭和 52 年 9 月に就職した会社で事務員から請求期間の国民年金の納付をアドバイスされ、会社が手続を行い、必要な書類も全て揃えてくれた。通勤途中に自宅の近くの A 社会保険事務所に寄り、数回に分けて払い続けていたので、記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者は、昭和 52 年 9 月に就職した会社（以下「転職先」という。）で事務員が請求期間に係る国民年金保険料を納付するための手続を行い、必要な書類も全て揃えてくれたので自分で数回に分けて納付した旨主張している。

しかしながら、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付するためには、国民年金の加入手続が必要であり、初めて国民年金の加入手続を行った場合には、国民年金手帳記号番号（以下「手帳記号番号」という。）が新たに払い出されることとなるが、手帳記号番号払出簿によると請求者の手帳記号番号は昭和 57 年 3 月 7 日から住民登録している B 市（現在は、C 市）において昭和 58 年 2 月 24 日に払い出されたことが確認できることから、請求期間については国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、請求者が居住していたとする D 市において請求者の転職先における厚生年金保険被保険者期間中（昭和 52 年 9 月 6 日から昭和 56 年 10 月 1 日まで）に払い出された手帳記号番号を全件調査したが、請求者に手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、社会保険オンラインシステムにより請求者の生年月日及び類似する氏名を含む複数の氏名で検索を行ったものの、別の手帳記号番号が払い出された記録は確認できない。

さらに、請求者が納付場所として主張する A 社会保険事務所（現在は、E 年金事務所）が開設されたのは昭和 58 年 7 月 1 日であり、請求者が納付したとする当時は開設されていなかった

た。

加えて、D市は請求期間当時の国民年金に係る資料を保管していない旨回答している上、その後請求者が居住していたB市の国民年金被保険者台帳において、請求者の国民年金の被保険者資格取得年月日は昭和56年11月1日であり、請求期間は国民年金の被保険者期間とは記録されていないことが確認できる。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2300018号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2300023号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和43年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成5年7月1日から平成7年8月12日まで

A社にて、運送の仕事をしていた期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に支給された給与より低い額で記録されている。給与の振込金額についても、標準報酬月額より高い額が振込されていることから、調査の上、給与に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、請求期間の預金取引履歴明細表に記載されている給与振込額が、標準報酬月額よりも高いことから、給与に見合う標準報酬月額に訂正してほしい旨の主張をしている。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者の報酬月額及び事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間に係る標準報酬月額の記録訂正に当たっては、請求期間に係る各月の具体的な報酬月額及び厚生年金保険料控除額の双方を確認又は推認することが必要である。

A社は、請求期間当時の賃金台帳等の資料は残っていない旨回答している上、請求者から提出された預金取引履歴明細表によると、請求者は、請求期間のほとんどの月の給与振込額において、オンライン記録から確認できる標準報酬月額より高い額の給与が支給されていたことがうかがえるものの、上記預金取引履歴明細表の給与振込額(約14万円から28万円まで)は一定しておらず、同社は、ドライバーによって基本給や毎月の乗務手当等諸手当の額が違っていた旨陳述していることから、当該振込額をもって、請求者の報酬月額及び厚生年金保険料控除額を推認することができない。

また、請求期間において、A社の被保険者記録がある従業員21人に照会を行い、3人から回答を得られたものの請求期間当時の給与明細書等の提供がなく、保険料控除額について確認

することができなかった。

さらに、請求者が請求期間当時居住していたB郡C町（現在はD市）は、請求期間当時の課税資料について、保存年限経過により交付できない旨陳述しているほか、企業年金連合会から提出された請求者の厚生年金基金における報酬給与額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。